

第1章 総則

第1条 (適用関係)

- この会員規約は、株式会社アイカム(以下「当社」といいます。が)運営するサービス「ATLAS」(以下「本サービス」といいます。の)の個人会員への提供及びその利用に関して適用されます。
- 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」という)を設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとします。
- 会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

第2条 (定義)

- 「会員」とは、この会員規約に同意のうえ当社所定の加入申込手続を行い、当社がこれを承諾した者(個人)をいいます。尚、当社の承認は、会員IDを付番した会員証(以下「会員証」という)を発行することにより行うこととします。会員希望者は当社の会員となった時点で会員規約の承諾をしたものとみなす。
 - 「サービス対象者」とは、申込者会員本人と、会員が本サービスの提供を受ける者として加入申込時に指定した同居人をいいます。
 - 「同居人」とは、会員が加入申込時に登録した居住物件(以下「サービス対象物件」といいます)において同居している方をいいます。
 - 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住居として入会申込時に指定した住居をいいます。サービス対象物件は、集合住宅、戸建住宅、賃貸、分譲(但し、何れの形態においても専有部室内に限る)を問いません。
- ### 第3条 (本サービスの利用)
- 会員は、この会員規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
 - 会員の同居人も会員と同様に本サービスを利用することができます。ただし、この会員規約または諸規定に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
 - 会員は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人にこの会員規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。
 - サービス対象者が本サービスを利用する場合、会員証に記載してある会員IDの提示(告知)を必要とします。
 - 会員の同居人がサービス利用した場合は、会員がサービス利用したものとしてみなし、回数制限等の適用もこれに準じて行うものとします。

第4条 (会員証、会員IDの発行)

- 当社が入会の申込みを承諾し会員になった方に対して、1会員(1契約)につき1つの会員IDを発行します。
- 本サービスを利用する場合には、会員IDまたは個人が特定できる情報を窓口へ伝達することが必要となります。

第5条 (会費)

- 本サービスの会費は、当社所定の金額を、当社指定の方法にて支払うこととします。
- 支払われた会費は、当社が申込を承諾しなかった場合を除き、途中退会や資格取消その他理由の如何を問わず一切返還しないものとします。

第6条 (有効期間)

- 本サービスの有効期間は、当社所定の入会申込書に記された入居日より2年間とします。
- 前項で定めた有効期間を、会員1期間と定義し、サービス範囲や回数制限はこの会員1期間に対応して提供するものとします。但し、サービス対象物件が賃貸契約物件の場合は、賃貸借契約の終了をもって終了とします。
- 会員がサービス対象物件を退去した場合において、本サービスの有効期間内であれば、特例として、会員から移転する先の物件の住所・物件名等、当社が必要とする情報を当社宛に事前通知し、当社が承認をした場合には、本サービス残存期間は移転先でも有効とします。

第7条 (登録情報の変更)

- 会員は、当社に届け出た連絡先・住所や同居人等の情報(以下「登録情報」という)に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。
- 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより会員が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第8条 (退会・会員資格の取消)

- 会員の都合により退会を希望する場合は、当社にその旨を退会希望日の30日前までに届け出るものとする。
- 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知・承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
 - 入会申込時に虚偽の申告をした場合
 - 本規約または諸規定の定め違反した場合
 - 不要な問合せや悪質な不作為等で本サービスの業務に支障をきたした場合
 - 指定の期日までに入会金および会費の支払いをしなかった場合
 - その他、当社が会員として不適切と判断した場合

第9条 (個人情報)

- 当社は、本サービスの申込または利用等を通じて当社が知り得た会員等の個人情報(以下「個人情報」という)について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理するものとする。
- 会員は、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - 会員またはその同居人より依頼を受けた各種サービスを当該会員または同居人に対して提供するため
 - 本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
 - 本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - 本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - 関連サービスや商品の情報を提供するため
- 当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
- 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は会員等の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
 - 個人または公共の安全を守るために緊急の必要があるとき
 - 裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされる場合
 - 当社の権利または財産を保護するために必要不可欠である場合
 - 当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じたとき

第10条 (規約の追加変更)

本サービスの運営上、目的の遂行に必要な場合またはその他必要に応じて、会員の承諾または会員への事前通知なく、会員規約を変更できるものとする。

第11条 (免責)

- 当社は、本サービスの運営に関して故意または重大な過失がない限り、会員等に対して損害賠償義務を一切負わないものとする。
- 当社は、会員がその会員期間中に本サービスを利用できなかったことによる不利益の発生等に関する場合も同様に、一切の責任を負いません。
- 情報の利用について、これを会員に強制するものではなく、利用した責任は会員に帰属するものとします。
- 当社は、その状況等を鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

第2章 ストーカー対策支援サービス

第12条 (内容)

会員がストーカー被害に遭い、警察への被害届を出した場合、発生より14日以内に当社専用ダイヤルを利用して報告し、次の各号の対応サービスを会員1期間中につき1回受けることができます。但し、午後9時以降午前9時までの間の受付については翌日対応となる場合があります。

- サービス対象物件室内の盗聴器探索サービス
- 前項により盗聴器が発見された場合の玄関鍵交換サービス(上限15,000円迄)
- 被害当日1泊分の宿泊費実費、及び、宿泊先に向かうために利用した交通費実費を合計で上限¥10,000まで補助金として給付
- 被害後継続してサービス対象物件に居住することが出来なくなり、発生から3ヵ月以内に他の物件に転居が必要になった場合、弊社指定の申請方法にて当該物件からの転居見舞金¥100,000を給付

第13条 (除外事項)

次の場合はストーカー対策支援サービスの対象外とします。

- ストーカー被害に遭われた方が、会員本人または登録の同居人ではなかった場合
- 警察への被害届が受理されていない場合
- 当社所定の手続き方法にて申請がされなかった場合
- その他当社が不適切と判断した場合

第3章 盗難転居支援サービス

第14条 (内容)

会員が申し込み時に登録したサービス対象物件室内(ベランダは除く)において侵入盗難被害に遭い、警察への被害届を出した場合、発生より14日以内に当社専用ダイヤルを利用して報告し、次の各号の対応サービスを会員1期

間中につき1回受けることができます。但し、午後9時以降午前9時までの間の受付については翌日対応となる場合があります。

- 侵入盗難被害に遭ったサービス対象物件から3ヵ月以内に転居せざるを得なくなった場合、弊社指定の申請方法にて当該物件からの転居見舞金¥100,000を給付

第15条 (除外事項)

次の場合は盗難転居支援サービスの対象外とします。

- サービス対象物件以外の場所、および、建物共有設備におけるトラブル対応
- 警察への被害届が受理されていない場合
- 会員または登録同居人以外の場合
- 当社所定の手続き方法にて申請がされなかった場合
- その他当社が不適切と判断した場合

第4章 鍵紛失宿泊補助

第16条 (内容)

サービス対象物件にて鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブルにおいて、開錠が出来なかったことにより入室できなかった場合、当社専用ダイヤルを利用して報告し、次の各号の対応サービスを会員1年間に1回受けることができます。1年間に1回まで発生した宿泊基本料金のうち補助金として、最大10,000円までを支給します。

- 被害当日1泊分の宿泊費実費、及び、宿泊先に向かうために利用した交通費実費を合計で上限¥10,000まで補助金として給付

第17条 (除外事項)

次の場合は鍵紛失補助サービスの対象外とします。

- サービス対象物件以外の場所、および、建物共有設備におけるトラブル対応
- 会員または登録同居人以外の場合
- 当社所定の手続き方法にて申請がされなかった場合
- その他当社が不適切と判断した場合

第5章 駆けつけサービス

第18条 (内容)

- サービス対象物件室内(以下「対象室内」という)における「駆けつけサービス」対象トラブル発生時に、当社専用ダイヤルにて報告し、次の各号のサービスを受けることが出来る。但し、概ね30分を超える超過料金、特殊作業料金、部品代実費については会員負担にて現地清算をすることがある。また、別料金となる場合、管理会社、家主様のご了承を得ていただく場合がある。

また、次の各号の対応サービスを会員期間1年間に1回受けることができます。

- 対象室内における目に見える範囲の上水・下水トラブルの応急処置サービス
- 対象室内玄関ドアの鍵紛失による開錠作業サービス
- 対象室内電気設備における応急処置サービス
- 対象室内ガス設備における応急処置サービス
- 対象室内における外側に面しているガラス破損の養生などの応急処置サービス

※応急処置サービスとは部品交換を必要としない30分程度の作業をさします。

※地域や状況によっては後日の対応となる場合がある。

※会員の責に帰すべき事由により、駆けつけサービス作業員到着後にキャンセルになった場合のキャンセル料

- 前項のトラブルが生じた時の対応言語は原則日本語とします。但し、状況によりハンプレット記載の言語での対応も可能です。

第19条 (除外事項)

次の場合は駆けつけサービスの対象外とします。

- サービス対象物件以外の場所および建物共有設備におけるトラブル対応
- 会員または登録同居人以外の場合
- 現状回復に関するトラブルの場合
- 入居当初からの故障・破損の場合
- 利用者が所有する家電製品に関するトラブルの場合
- サービス提供時に本人確認ができない場合
- 災害、天災、暴動等の非常事態におけるトラブルの場合
- その他当社が不適切と判断した場合

第6章 生活応援サービス(追加特約)

第20条 (内容)

会員は本サービスの申込時に追加特約として申込みをした場合に利用出来るものとする。

会員は申込時に付与した会員IDを使用し、本サービス提供会社が提供する暮らしに役立つ情報・サービスを利用することが出来ます。会員は、本利用規約及びホームページに記載された内容等に従って自らの責任と負担により生活応援サービスを利用するものとします。

第21条 (内容の変更・中止)

生活応援サービスは、目的の遂行に必要な場合、または経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合は、会員の承諾または会員への事前通知なく内容を変更し、生活応援サービスの提供の一部又は全部を中止できるものとします。

- 震災・火災・洪水・津波・戦争・騒乱・労使争議
- システム障害・停電
- 本システムに係るシステムの定期的または緊急に行う保守・点検
- その他予測できない事態

第22条 (禁止行為)

会員は下記の行為を行ってはならない。

- 生活応援サービスを営利目的で利用する行為、生活応援サービスを通じて営利を得る目的の行為
- ホームページに記載されている内容を超える生活応援サービスの提供を求める行為、または本利用規約を逸脱する行為及びそれに類する行為
- 生活応援サービスに係る個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
- 生活応援サービスに係る個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- 生活応援サービスに係る個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為、または与える恐れのある行為
- 政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切と、それに類する行為
- 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為、またはそれに関連する行為
- 法律に違反する行為または違反の恐れのある行為
- その他、生活応援サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切と判断される行為

第23条 (提供の拒否)

以下の事由に該当した場合、生活応援サービスの提供を拒否することができるものとします。

- 会員が、本利用規約またはホームページの「利用上の注意」等に違反した場合
- 会員が前条の禁止行為を行った場合
- 当社が会員として不適切と判断した場合

第24条 (問題解決)

会員は、提供会社の過失、義務不履行により損害を受けた場合、自らの責任と負担において提供会社との間で問題解決にあたるものとし、当社は一切責任を負いません。

第25条 (免責)

当社は、当社の責に帰さない事由により生じた損害については、その責を免れるものとします。当社は、当社の責めに帰すべき事由により生じた損害についても、本利用規約またはホームページの「ご利用上の注意」の違反等、会員の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、その責を免れるものとします。また、会員が生活応援サービス利用の際、電話、FAX、携帯電話、パソコン、インターネット環境、プリンタ等の機種や諸設定が適応する方を対象とし、この条件に該当しない方の動作結果や会員側の何らかの不具合によって、生活応援サービスが正しく機能しない場合、当社はその責を免れるものとします。



〒112-0004 東京都文京区後楽二丁目3-28 KIS飯田橋ビル3階



あなたの安心な生活をサポートします。

新しい生活には、様々な不安やトラブルもつきものです。

そんな「こまった!」や「どうしよう?」を解決するためにたくさんのサポートをご用意しました。

アトラスは、あなたがひとりで悩まないように。入居前だけでなく、

入居後のあなたの生活もしっかり想っています。



水まわり

- 排水溝が詰まった。
- キッチンのシンクから水漏れ。
- トイレの水が止まらない。

カギ

- カギを失くしてしまった。
- 会社にカギを忘れてしまった。
- インロックしてしまった。



ガラス

- 暴風でガラスが割れてしまった。
- 物がぶつかってガラスが割れた。
- 子供が誤って割ってしまった。

ストーカー

- 盗聴器が仕掛けられているかもしれない。
- 家の周りにストーカーがいて、帰宅できない。
- 今すぐ、引っ越したい。

24時間
365日

いつでも対応可

電気

- インターフォンが鳴らない。
- 突然、ブレーカーが落ちた。
- エアコンから水が漏れている。

ガス

- ガスコンロの火が点かない。
- お湯が出ない。

宿泊補助

- カギを失くしてしまい、中に入れない。
- 開錠依頼をしたが、開錠ができない。
- 身分証明書がなく、防犯上作業ができない。

盗難転居

- 空き巣が入ってしまい、気持ち悪い。
- また、被害にあうかもしれない。
- 今すぐ、引っ越したい。

入居者に多いトラブル

※当社調べ



駆けつけの無料の範囲ってどのくらい?

基本料金・出張費・30分以内の作業費用は無料となります。

部品代や特殊な作業の場合は事前に利用者様へご説明のうえ、現地にて徴収させていただきます。

ATLASコールセンター



0120-701-378

外国語対応サポート ~20ヶ国語対応~

※当サービス内容のみ対象

24時間365日、外国語通訳スタッフがお客様をサポート。

"24 Hours Home Emergency Assistance" Call Center supports customers for 24hours. (Through an interpreter)



駆けつけサービス

水まわりのトラブル 駆けつけサービス

キッチン、浴室、トイレにおいて目視で確認できる給排水設備のつまり水漏れの際に、作業員が現場へ駆けつけ応急対応します。



カギのトラブル 駆けつけサービス

契約物件の玄関のドアを対象に、鍵紛失などで開錠できない場合に作業員が現場へ駆けつけ開錠作業を行います。



ガラスのトラブル 駆けつけサービス

契約物件の外に面するガラスが破損してしまった場合に作業員が現場へ駆けつけ応急対応を行います。



電気のトラブル 駆けつけサービス

契約物件の電気設備の不具合があった場合に作業員が駆けつけ応急対応を行います。

※食洗器、冷蔵庫等の家電は対象外となります。
※状況やエラー表示により製造メーカー等の対応になる場合があります。



ガスのトラブル 駆けつけサービス

お湯が出ない、ガスコンロの火が点かない等があった場合に作業員が駆けつけ応急対応を行います。

※状況やエラー表示により製造メーカー、ガス会社等の対応になる場合があります。



生活応援サービス ※オプション設定 新規お申込み時のみご加入いただけます

日常生活にていかに節約するか?を追求した、お得な割引サービスをご用意しました。下記以外にも豊富で魅力的なサービスをご用意しております。

グルメ・映画・リラクゼーション・育児介護・レジャー・学び・宿泊・レンタカー etc



【ご注意ください】

●ご利用開始

入居日からサービスのご利用が可能となります。

●ご利用方法

トラブル発生時はコールセンターへご連絡ください、24時間365日オペレーターがご対応いたします。
※トラブルサポートサービスに関して、内容により現場への訪問が、翌営業日以降となる場合がございます。
※生活応援サービスは専用Webサイト(別途お申し込みが必要です)
【<https://www.club-off.com/ouen/index.cfm>】にて受付いたします。

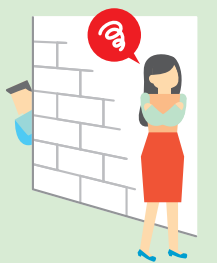
安心サポートサービス

ストーカー対策支援サービス

ストーカー被害発生時に以下サポートを受けられます。

- 室内盗聴器探索費用
- 被害当日の臨時宿泊費用(上限10,000円)
- 被害後の転居支援(100,000円)

※警察への届けが必要です。



盗難転居支援サービス

空き巣被害発生時に下記サポートを受けられます。

- 空き巣被害後の転居見舞費用(100,000円)

※警察への届けが必要です。



カギ紛失宿泊補助サービス

カギ紛失時にエントランスに入れない場合や業者にて開錠作業が出来なかった場合にサポートを受けられます。

- 事故当日の緊急宿泊費補助(上限10,000円)

※事前に当コールセンターへの連絡が必要です。

